



2025年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証グロース 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 047-485-1107)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2025年11月27日開催予定の当社第41期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的を追加いたします。
- (2) 当社の発行可能株式総数は、2025年10月17日現在、定款第6条において800万株と定められています。2025年10月10日開催の取締役会において、1株につき2株の割合で株式を分割すること及び会社法第184条第2項に基づき、その効力発生日を2025年11月1日とし、発行可能株式総数を1,600万株とする定款の一部変更を決議いたしました。これらの決議内容を踏まえ、将来の事業拡大や資本政策の柔軟性を確保するとともに、当社株式の大量取得行為に対する対応策の実効性を高める観点から、発行可能株式総数を2,900万株に変更するものです。
- (3) 株主還元の充実を図るため、定款第7条に自己株式の取得に関する規定を新設するとともに、定款第38条（現行第34条）において、期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日における剰余金配当を行うことができる旨の規定を追加いたします。
- (4) 当社は、会社法施行規則第118条第3号に基づき、財務及び事業方針の決定を不適切な者に支配されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しており、本定時株主総会第6号議案においてもその更新を付議しております。本対応策に定款上の根拠を付与することにより、株主の皆様の意思をより明確に反映させ、その法的安定性を高めるため、定款第8条に「株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み」に関する規定を新設いたします。
- (5) 単元未満株式の権利を合理的範囲で制限するため、定款第10条にその権利に関する規定を新設するとともに、単元未満株式を所有する株主の皆様の便宜を図るため、買増請求制度の導入に合わせ、定款第11条に単元未満株式の買増しに関する規定を新設いたします。
- (6) 現行定款第31条は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を

締結することができる旨を定めておりますが、当該契約を締結する予定がなく、また現時点で締結の必要性も認められないことから、当該規定を削除いたします。

- (7) 会社法の規定に合わせ、剰余金の配当等に関する定め（現行定款第33条）をより明確で柔軟な表現に改め、取締役会での決定手続を適切に運用できるようにいたします。
- (8) その他、会社法に基づく条文整備、字句修正及び条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日：2025年10月17日（本日）
- (2) 定款変更のための株主総会開催日：2025年11月27日（予定）
- (3) 定款変更の効力発生日：2025年11月27日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条 <条文省略> (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ～13.</u> <条文省略> (新 設) <u>14. ～16.</u> <条文省略> <u>17.</u> 不動産の売買、仲介<u>及び</u>管理 (新 設) (新 設) <u>18. ～19.</u> <条文省略> (新 設) <u>20.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務 第 3 条 <条文省略> (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1.</u> 取締役会 <u>2.</u> 監査役 <u>3.</u> 監査役会 <u>4.</u> 会計監査人 (公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株 式 ※2025年10月17日現在 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000,000株</u>とする。 ※2025年11月1日時点(予定) (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>16,000,000株</u>とする。	第 1 章 総 則 第 1 条 <現行どおり> (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)～(13)</u> <現行どおり> <u>(14)</u>労働者派遣事業 <u>(15)～(17)</u> <現行どおり> <u>(18)</u>不動産の売買、賃貸、保有、投資、運用、仲介<u>および</u>管理 <u>(19)</u>投資業務 <u>(20)</u>ファイナンシャルアドバイザリー業務 <u>(21)～(22)</u> <現行どおり> <u>(23)</u>旅行業法に基づく旅行業、旅行者代理業<u>および</u>旅行サービス手配業 <u>(24)</u>前各号に附帯関連する一切の業務 第 3 条 <現行どおり> (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)</u>取締役会 <u>(2)</u>監査役 <u>(3)</u>監査役会 <u>(4)</u>会計監査人 (公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>29,000,000株</u>とする。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(新 設) (新 設)	(自己の株式の取得) <u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 (株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み) <u>第8条</u> 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。 <u>2</u> 当会社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。
第7条 <条文省略> (新 設) (新 設)	<u>第9条</u> <現行どおり> (単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増請求) <u>第11条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 第9条～第10条 <条文省略> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。 第12条 <条文省略> (決議要件) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかに、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。 第14条～第15条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 第16条～第19条 <条文省略> (取締役会) 第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。 第13条～第14条 <現行どおり> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第15条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 第16条 <現行どおり> (決議要件) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 第18条～第19条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 第20条～第23条 <現行どおり> (取締役会) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 第21条 <条文省略> 第5章 監査役および監査役会 第22条～第27条 <条文省略> 第6章 会計監査人 第28条～第30条 <条文省略> (会計監査人の責任免除) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第7章 計 算 第32条 <条文省略> (剰余金の配当等の決定機関) 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。 (剰余金の配当基準日) 第34条 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。 第35条 <条文省略>	3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 第25条 <現行どおり> 第5章 監査役および監査役会 第26条～第31条 <現行どおり> 第6章 会計監査人 第32条～第34条 <現行どおり> (削 除) 第7章 計 算 第35条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当基準日) 第37条 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第38条 <現行どおり>